

2 障害基礎年金・障害厚生年金

	障害基礎年金	障害厚生年金
支給要件	①保険料納付要件 ア) 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ被保険者期間のうち保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。 イ) 初診日が平成28年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がないこと（＝直近1年要件の特例）。 ②初診日において、被保険者であるか又は被保険者であった人であって60歳以上65歳未満の国内住所を有する者であること ③障害の状態 障害認定日（※）において、障害の程度が1級又は2級に該当すること。 （ただし、障害認定日に1級又は2級に該当しなかった場合でも、65歳に達する日の前日までの間に障害が重くなり、1級又は2級に該当した時は、請求により障害基礎年金を受給できます。） 〈20歳前傷病による障害基礎年金〉 初診日において20歳未満であった人が20歳に達した日において1級・2級の障害の状態にあるとき、または、20歳に達した後に1級・2級の障害の状態となったときは、障害基礎年金が支給されます。ただし、所得制限が設けられています。	①保険料納付要件 障害基礎年金と同じ。 ②初診日において被 保険者であること ③障害の状態 障害認定日（※） 該当すること。 ※ 障害認定日 初診日から 場合は治つ 1年6カ月経過した日。その間に治った日。
年金額 (平成19年度)	1級 792,100円 × 1.25 + 子の加算 2級 792,100円 + 子の加算 〈子の加算〉 第1子・第2子・・・各227,900円 第3子以降・・・各75,900円 ※ 子とは次の者に限ります。 ・18歳の誕生日の属する年度の年度末を経過していない子 ・20歳未満で1・2級の障害者	1級 [（平均標準報酬月額）×7.5/1000×（平成15年3月までの被保険者期間の月数）+（平均標準報酬月額）×5.769/1000×（平成15年4月1.25+妻の加算）] 2級 [（平均標準報酬月額）×7.5/1000×（平成15年3月までの被保険者期間の月数）+（平均標準報酬月額）×5.769/1000×（平成15年4月1.25+妻の加算）] 3級 [（平均標準報酬月額）×7.5/1000×（平成15年3月までの被保険者期間の月数）+（平均標準報酬月額）×5.769/1000×（平成15年4月1.25+妻の加算）] （注）被保険者期間（＝25年）と

＜図表4－4＞

障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給(平成18(2006)年4月実施)

今日では、障害を有していてもできる限り能力を発揮し、就労できる環境整備に向けた取組みが進められています。年金制度としても、こうしたことに対応して、障害者の就労について年金制度上も評価し、地域での自立した生活を可能とするための経済的基盤を強化する観点から、障害基礎年金と老齢厚生年金または障害基礎年金と遺族厚生年金の併給ができる仕組みとなりました。

	厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
国民年金				
老齢基礎年金		○	×	○
障害基礎年金		◎	○	◎
遺族基礎年金		×	×	○

(注) ○は改正前の制度においても併給可能であった組み合わせ。
◎は今回の見直しによって併給が可能となったもの。
×は併給できないもの。

＜図表4－3＞ 障害等級について

	障害の状態
1級	1級とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 ④ その他
2級	2級とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、就労ができない程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 ④ その他
3級 (障害厚生年金のみ)	3級とは、就労に著しい制限を受ける程度の状態をいいます。 (具体例) ① 両目の視力が0.1以下に低下した場合 ② 片手の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 片足の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ④ その他

参考 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、平成17(2005)年4月に「特別障害者給付金制度」が創設されました。

支給の対象となる方は、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方です。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

支給額は、障害基礎年金1級に該当する方で月額50,000円、障害基礎年金2級に該当する方で月額40,000円です。なお、支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。また、本人の所得によっては、支給額が全額又は半額、制限される場合があります。

請求の窓口は住所地の市区町村役場です。